

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 31 年 1 月 25 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800264号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800123号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のB社及びC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 3 請求期間③について、請求者のD事務所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和61年9月25日から昭和63年1月頃まで
② 昭和63年5月7日から同年9月頃まで
③ 平成8年3月頃から同年12月頃まで

A社に勤務していた請求期間①、B社又はC社に勤務していた請求期間②及びD事務所に勤務していた請求期間③について厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、請求期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者が記憶するA社の所在地を管轄する法務局は、同社に係る商業登記簿謄本は見当たらない旨回答しており、オンライン記録及び事業所検索システムにおいて、同社の厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、請求者の同社における雇用保険の加入記録は確認できない。

また、請求者は、請求期間①に係る給与明細書をA社の事業主から受け取った記憶はなく、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨回答している上、同社の事業主及び請求者が記憶する同僚12人の連絡先は不明であることから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 請求期間②について、請求者のB社及びC社における雇用保険の加入記録は確認できず、両社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、B社の当時の事業主に照会を行ったが回答は得られず、また、C社の当時の事業主は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間②に係る給与明細書を事業主から受け取った記憶はなく、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨回答している。

さらに、B社において、請求期間②に厚生年金保険被保険者資格を有する従業員6人及び請求者が記憶する同僚一人の計7人のうち連絡が可能な6人に照会を行ったところ、4人から回答を得たが請求者を記憶している者はおらず、また、C社において、請求期間②に厚生年金保険被保険者資格を有する従業員二人（請求者が記憶する同僚一人を含む。）は、既に亡くなっていることから、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

3 請求期間③について、請求者が記憶するD事務所の所在地を管轄する法務局は、同事務所に係る商業登記簿謄本は見当たらない旨回答しており、オンライン記録及び事業所検索システムにおいて、同事務所の厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、請求期間③に係る請求者の同事務所における雇用保険の加入記録は確認できない。

また、請求者は、請求期間③に係る給与明細書を事業主から受け取った記憶はなく、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨回答している上、D事務所の事業主及び請求者が記憶する同僚3人の連絡先は不明であることから、請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間③を含む平成7年10月21日から平成9年8月2日までの期間について、E市において国民健康保険に加入していることが確認できる。

なお、請求者の雇用保険の加入記録によると、請求者は、請求期間③より後の平成13年4月16日から同年7月25日までの期間において、D事務所（Fジムショ）の事業所名で雇用保険に加入していることが確認できることから、同事務所に係る厚生年金保険の適用事業所記録の有無について、オンライン記録及び事業所検索システムにより調査を行ったが記録は確認できない。

4 このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800280号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800124号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年10月15日から昭和55年8月1日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間当時は、同社に所属していたB職のマネージャーをしており、給料から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された昭和48年から昭和55年までのスケジュール帳の記載内容並びにA社の元事業主及び請求者が同僚として名前を挙げた複数の者の回答により、期間の特定はできないものの、請求者が同社に所属していたB職のマネージャーとして勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいて、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない上、同社の閉鎖登記簿謄本によると、請求者が記憶する事業主は既に亡くなっていることが確認でき、後任の元事業主は、同社における厚生年金保険の取扱いについては分からない旨陳述している。

また、請求者は、請求期間に係る給与明細書等を保有していない上、上記の元事業主も同社に係る資料を保存していないことから、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、国民年金被保険者名簿によると、請求者は、請求期間のうち昭和51年4月から昭和53年9月までの期間及び昭和54年1月から同年12月までの期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。